

公布された規則のあらまし

◇静岡県財務規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 平成29年度の組織改編に伴い、必要な改正を行いました。（第2条、第2条の3、第2条の4、第7条、第27条、第32条、第33条の3、第77条、第198条、別表第1の2、別表第2の2、別表第5、別表第6、様式第28号～様式第29号（その4）、様式第31号、様式第33号の2、様式41号（その1）～様式第41号（その4）、様式第46号（その1）、様式第46号（その2）、様式第48号～様式第49号の2関係）
- (2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、平成29年4月1日から施行することとしました。